

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	被災者擁護のための台帳作成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笠松町は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岐阜県笠松町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者擁護のための台帳作成事務
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、大規模災害発生時には長期にわたる被災者支援を効率的に実施するため、被災者台帳を作成して、被災者の被害状況や支援状況等を管理する。台帳には災害対策基本法第90条の3第2項の内容を記載する。
③システムの名称	被災者支援システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の36の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(利用範囲)及び別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	笠松町役場 総務部総務課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	笠松町役場 総務部総務課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	総務課長 足立 篤隆	総務課長	事後	様式の変更により所属長名を 削除
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対 象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月8日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月8日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式の変更によりリスク対策 を追加
令和2年3月31日	I 関連情報 1 特定個人 情報を取り扱うファイル ③ システムの名称	被災者支援システム、宛名管理システム	被災者支援システム、宛名管理システム、中間 サーバー	事後	利用するシステムの追加
令和2年3月31日	I 関連情報 1 個人番号 の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用 範囲)及び別表第一の36の2の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用 範囲)及び別表第一の36の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第28号	事後	根拠法令の追加
令和2年3月31日	I 関連情報 1 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	利用システム追加に伴う変更
令和2年3月31日	I 関連情報 1 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第19条第7項(利用 範囲)及び別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第30条	事後	根拠法令の追加
令和2年3月31日	IV リスク対策 4 特定個人 情報ファイルの取り扱いの委 託	[ ]委託しない	[○]委託しない	事後	リスク対策の修正
令和2年3月31日	IV リスク対策 5 特定個人 情報の提供・移転	[ ]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	リスク対策の修正
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1 対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月24日 時点	事後	時点の変更
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月24日 時点	事後	時点の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第19条第7項(利用 範囲)及び別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第30条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)第19条第8号(利用 範囲)及び別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第30条	事後	根拠規定の変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月24日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	時点の変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月24日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	時点の変更